

1970年代前半における広域農協合併推進方策の検討

北川太一*

A study on the Area-Wide Amalgamation Policies of Agricultural Co-operatives in the Early 1970's

Taichi KITAGAWA *

It was in the early 1970's when the National Federation of Agricultural Co-operatives (ZENCHU) decided to promote the amalgamation at the national level. As a result, many amalgamated agricultural co-operatives which had been expanded in the size of organization and that of business activity, emerged.

The author attempted to analyze the area-wide (KOUIKI) amalgamation policies of agricultural co-operatives in the beginning of 1970 based on the case study in Miyazaki and Shiga prefectures.

In this paper, we can suggest that it is very important and desirable to take up the established position of the area-wide amalgamation policies from the view not only of farming but also living promotion activities.

はじめに

本稿の課題は、以前に検討した全国農協中央会を中心とする系統指導機関による全国レベルでの農協合併推進方策の歴史的展開を踏まえて¹⁾、こうした合併推進のための取り組みが、現実に県レベルにおいてどのような動きがみられたのかを検討することであり、特に、1970年代前半において県農協中央会によって構想・策定された合併推進方策を素材として、検討・考察を進めていくことである。

1970年代前半には系統農協による積極的な合併推進が図られたが、とりわけ広域合併が推進されたという点においては、合併の推進論拠に違いこそあれ、現段階にお

ける状況と非常に似通っていると考えられる。その意味において、当時の県段階での農協合併推進方策を検討することは、これから農協合併のあり方を展望するうえでも多くの示唆が与えられるものと思われる。

本稿では、このような課題に接近するために、まず、1970年代前半における都道府県段階での農協合併推進方策の策定状況とその特徴について概観する。

次に、この時期において、特に農協の広域合併を積極的に推進した先進県として、宮崎県（営農団地構想に基づく広域農協合併が推進された事例）、滋賀県（経済圏・生活圏構想をもとにしたブロック農協構想が推進された事例）のケースを検討する。その際に、①合併推進方策の特徴（推進の論拠とその背景、合併構想の内容、合

*鳥取大学農学部農林総合科学科経営管理学講座

*Department of Farm Business Management, Faculty of Agriculture, Tottori University

第1表 1970年代前半における都道府県農協中央会による合併推進方策の策定状況

| | 合併推進 のタイプ ¹⁾ | 目標農協数 | 3構想の 調整の状況 ²⁾ | 県連組織 整備審議 ³⁾ 機関の設置 | 1992年4月 現在の目標 農協数(参考) | 1992年4月 現在の農協 数(参考) |
|-----|----------------------------|-------|-----------------------------|-------------------------------------|-----------------------------|---------------------------|
| 山形 | I | 56 | ○ | ○ | 7 | 63 |
| 茨城 | I | 120 | | | 18 | 88 |
| 鳥取 | I | 38 | | | 3 | 41 |
| 埼玉 | II | 93 | | ○ | 10 | 104 |
| 富山 | II | 未定 | | ○ | 14 | 53 |
| 三重 | II | 73 | | | 14 | 28 |
| 島根 | II | 58 | | | 9 | 50 |
| 岩手 | III | 50 | | △ | 12 | 63 |
| 秋田 | III | 66 | ○ | ○ | 13 | 101 |
| 栃木 | III | 60 | ○ | ○ | 10 | 54 |
| 群馬 | III | 45 | ○ | ○ | 16 | 82 |
| 山梨 | III | 33 | ○ | | 8 | 67 |
| 新潟 | III | 102 | | | 52 | 145 |
| 京都 | III | 24 | ○ | △ | 検討中 | 67 |
| 大阪 | III | 43 | | △ | 21 | 78 |
| 奈良 | III | 39 | | | 10 | 65 |
| 北海道 | IV | 100 | ○ | | 76 | 243 |
| 青森 | IV | 42 | | | 19 | 90 |
| 宮城 | IV | 69 | | | 11 | 97 |
| 福井 | IV | 30 | ○ | ◎ | 8 | 36 |
| 兵庫 | IV | 70 | | | 36 | 74 |
| 和歌山 | IV | 42 | ○ | ○ | 8 | 50 |
| 山口 | IV | 未定 | | | 11 | 89 |
| 熊本 | IV | 89 | ○ | △ | 11 | 77 |
| 福島 | V | 29 | ○ | △ | 17 | 114 |
| 千葉 | V | 24 | | ○ | 11 | 60 |
| 東京 | V | 21 | | | 14 | 42 |
| 神奈川 | V | 22 | ○ | | 15 | 36 |
| 長野 | V | 76 | | | 25 | 70 |
| 石川 | V | 34 | | | 10 | 52 |
| 岐阜 | V | 29 | | | 25 | 54 |
| 静岡 | V | 33 | | ◎ | 17 | 67 |
| 愛知 | V | 57 | ○ | ◎ | 22 | 90 |
| 滋賀 | V | 1or数 | | ○ | 7 | 47 |
| 岡山 | V | 28 | | | 20 | 111 |
| 広島 | V | 50 | | | 33 | 63 |
| 徳島 | V | 25 | | ○ | 11 | 48 |
| 香川 | V | 1 | | ○ | 検討中 | 47 |

| | | | | | | |
|-----|---|--------|---|---|----|----|
| 愛媛 | V | 13 | ○ | ◎ | 13 | 76 |
| 高知 | V | 17 | | △ | 16 | 72 |
| 福岡 | V | 23 | ○ | ◎ | 23 | 65 |
| 佐賀 | V | 20 | ○ | ◎ | 20 | 33 |
| 長崎 | V | 20 | | ○ | 20 | 40 |
| 大分 | V | 11 | | ○ | 12 | 41 |
| 宮崎 | V | 8 | ○ | ○ | 13 | 23 |
| 鹿児島 | V | 20or35 | ○ | ◎ | 12 | 67 |

注1) I～Vの合併推進のタイプの内容は、次のとおりである。

I : 行政区域（市町村）単位の合併を推進する。

II : 当面は行政区域単位の合併を推進するが、同時に広域合併についても検討を行う。

III : 当面は行政区域単位の合併を推進し、次いで広域合併を推進する。

IV : 行政区域単位の合併と広域合併とを並行して推進する。

V : 広域合併を積極的に推進する。

2) 3構想とは、系統農協による「広域農協合併構想」と「営農団地構想」、および行政による「広域営農団地整備計画」のことである。

3) 県連組織整備の審議機関設置における記号の意味は、次のとおりである。

◎ : 審議の結果が中間報告として提出されている。

○ : 現在審議が行われている。

△ : 審議機関が設けられ、審議に向けての準備が進められている。

資料：1970年代の状況については、全国農協中央会編『農業協同組合年鑑 1973年版』、92～97ページをもとにして作成した。また、現在の状況（参考）については、全国農協中央会資料によるものである。

併推進手法など）、②現実の合併進捗状況やその後の経過、等について既存の資料を使って明らかにしていきたい。

1970年代における都道府県レベルでの農協合併推進方策の策定状況

1970年7月に全国農協中央会によって出された「自主合併5ヵ年計画」を受けて、各都道府県農協中央会においても農協合併構想が71年末までに出揃い、推進方策の策定が進められた。第1表は、「自主合併5ヵ年計画」の3年目にあたる1972年5月現在の都道府県レベルでの策定状況をまとめたものである。ここでの特徴として、次の諸点を指摘することができよう。

第一は、合併の推進タイプについてである。

すなわち、1960年代までにみられたような、これまでの行政対応型＝市町村段階を区域とすることを目標とした合併ではなく、行政区域を越えた広域合併構想が積極的に策定されたことである。

表にも示されているように、広域合併を進めるとしたVのタイプが22県、さらには行政区域合併とを並行して進めるとしたIVのタイプ、あるいは当面は行政区域合併を進めるものの、次いで広域合併を進めるとしたIIIのタ

イプまで含めると合計39都道府県にものぼり、全体の8割以上の県において広域農協合併が志向されていたことになる。

第二は、このような広域農協合併構想の策定を受けて、目標とする組織規模、特に正組合員戸数が大規模になっていることである。

広域合併構想を策定した多くの県が正組合員戸数3,000戸以上の目標を掲げ、そのなかには滋賀県のように10,000戸を越える規模も見られる。と同時に、香川県（1農協）や、後に詳しく検討する滋賀県（1ないし数農協）、宮崎県（8農協）のように、県によっては思い切って目標農協数を絞り込んだ合併構想が見られるのも特徴的である。

第三は、こうした広域合併構想と同じく当時系統農協が推進していた「営農団地構想」、および行政が推進していた「広域営農団地整備計画」との関連である。

特に、これら3つの構想が調整されているのは18都道府県と全体の4割弱であるが、特に広域合併を積極的に進めている22県のうち調整を済ましているのは、福島、神奈川、愛媛、福島、佐賀、宮崎、鹿児島の8県と少ない。このことは、当時の広域農協合併が、「自主合併」として系統農協独自に構想が策定・推進されていたこと

の証左であると考えられる。

最後に、県連組織整備の検討状況との関連である。

第1表にも示したように、県連合会機能の明確化に向けての事業・組織整備については、21府県において審議機関が設置され審議が進められていたが、特に、福井、静岡、愛知、愛媛、福岡、佐賀、鹿児島の7県については、審議結果もしくは中間報告が出されている。これらはいずれも、広域農協合併（先に示したIVもしくはVのタイプに属する）の構想を策定していた県であり、一部の先進的な県においては、中・長期的には県連組織の再整備をも睨んだ広域合併の推進に取り組まれていたことは注目に値しよう。

以上概観してきたように、この時期においては全国段階での方針を受けて、都道府県レベルにおいても積極的な広域合併構想が策定された。しかしながら、広域合併構想を策定した22県をみても、目標農協数、3構想の調整状況、さらには県連組織の整備状況には違いがみられる。このことは、同じ広域合併の推進にあっても、当該の県が置かれている状況や合併の推進論拠、さらには推進方法等において、様々な差異があることを示すもので

ある。

先進県における広域農協合併推進方策の検討

1. 宮崎県一営農団地構想に基づく広域農協合併の推進方策一

(1) 九州地域における農協合併の進捗状況

ここで取り上げる宮崎県をはじめとして、九州は、当時農協合併が相当程度進んでいた地域の一つである。第2表は、沖縄を除く九州7県における総合農協数の推移を示したものであるが、「農協合併助成法」が制定された1960年代以降、順調に農協合併が進んでいることがわかる。

特にピークを形成しているのは、一つには、1960年代前半であり、「農協合併助成法」の制定による行政主導型の合併、すなわち、行政単位=市町村を区域とした農協合併が進展した時期である。農協の減少率は九州全体で47%にのぼり、福岡や大分のように県によっては過半数を越えたところもある。二つ目のピークは、本稿で対象にしている1970年代前半、系統農協主導による広域合併が進んだ時期である。先の1960年代ほどではないにせ

第2表 九州各県における総合農協数の推移

単位：組合（%）

| | 1960 | 1965 | 1970 | 1975 | 1980 | 1985 | 1990 |
|-------|-----------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|------|
| 福 岡 | 334 (65.0) | 117 (3.4) | 113 (15.0) | 96 (11.5) | 85 (16.5) | 71 (5.6) | 65 |
| 佐 賀 | 132 (34.1) | 87 (40.2) | 52 (15.4) | 44 (6.8) | 41 (17.1) | 34 (2.9) | 33 |
| 長 崎 | 196 (33.2) | 131 (9.2) | 119 (62.2) | 45 (6.7) | 42 (2.4) | 41 (2.4) | 40 |
| 熊 本 | 342 (48.2) | 177 (5.1) | 168 (9.5) | 152 (7.2) | 141 (6.4) | 132 (37.1) | 83 |
| 大 分 | 248 (55.6) | 110 (30.0) | 77 (10.4) | 69 (13.0) | 60 (3.3) | 58 (13.8) | 50 |
| 宮 崎 | 106 (45.3) | 58 (3.4) | 56 (51.8) | 27 (7.4) | 25 (1) | 25 (8.0) | 23 |
| 鹿 児 島 | 229 (29.7) | 161 (10.6) | 144 (19.4) | 116 (10.3) | 104 (5.8) | 98 (8.2) | 90 |
| 合 計 | 1,587 (47.0) | 841 (13.3) | 729 (24.7) | 549 (9.3) | 498 (7.8) | 459 (15.9) | 386 |

注1) 組合数は、各年度末の数値である。

2) カッコ内は、5年前の組合数を基本とした場合の減少率を示したものである。

資料：農林省『総合農協統計表』各事業年度版等より作成。

よ、減少率は九州全体では25%近くを示し、なかには長崎や宮崎のように50~60%を越える県もみられる。

そのなかでも特に合併が進んだのは、佐賀、長崎、大分、宮崎の各県であり、1960年代後半から70年代前半にかけて顕著な農協数の減少が見られる。これらの県も含めて、先に示した第1表からもわかるように、県下の最終目標農協数が少なく、思い切った広域合併推進構想が策定されたのも九州地域の特徴である（最終目標農協数は、福岡23、佐賀20、長崎20、熊本89、大分11、宮崎8、鹿児島20もしくは35、となっている）。また、同じく第1表からわかるように、福岡、佐賀、宮崎、鹿児島の4県では、系統農協の営農団地構想、行政の広域営農団地、および広域合併構想の調整が済ませており、この意味においても、九州は典型的な農業振興を基礎とした営農団地推進のために広域合併が取り組まれた地域、として位置づけることができよう。

(2) 宮崎県における農協合併推進方策の特徴

九州地域の全体状況と同じく、宮崎県においても農協合併のピークは、二つの時期に顕著に分けることができる。すなわち、一つのピークは、1960年から65年にかけてであり、60年度末には106組合であったのが、65年には58組合にまで整理され、45.3%の減少率を示した。そして第二のピークは、1970年から75年にかけてであり、29組合が減少した結果、減少率は51.8%となった。

宮崎県における広域農協合併を方向づける役割を果たしたもののが、1971年まとめられた『1970年代の宮崎県農協基本構想』（以下、『70年代構想』と略記する）である。これはまさに、系統農協が進めていた「営農団地構想」と行政が進めていた「広域営農団地整備計画」を十分に踏まえて策定されたものであり、広域合併農協の創出を通じて、農産物の生産から販売までの一貫体制を確立することにより、県農業の振興を図っていくこうとするものである。

すなわち、『70年代構想』においては、まず農協組織の再編成=広域農協合併の基本目標として、「農家所得の増大」と「地域経済発展への寄与」があげられている。そして、この「基本目標」を達成するために、「地域農業経済圏、又は地方生活圏の単位ごとに農協組織を再編成し、多様化する組合員の要求、地域社会の総合的な要求に対し、さらには生産コスト、流通コストの大幅な引き下げをはかる」ことが基本方針として定められている。

このように、宮城県における広域農協合併の推進方策は、あくまで県農業の振興という考え方を根底に据えたもの、具体的には、当時系統農協が進めていた営農団地

構想、および行政が進めていた広域営農団地を十分に踏まえたものであるというところに、第一の特徴があると言えよう。

第二の特徴は、先の第1表でも示したように、広域農協合併の推進と併せて連合会問題に積極的に対応したことである。この点については、『70年代構想』のなかの「農協組織整備構想」において、次のように触れられている。

すなわち、「運営上は一つの連合会としての実質的一体化を図るため、共通役員体制として、農協段階における事業の重複をさけ、補完機能に徹するよう管理体制を合理化する。さらに『売る連合会』としての機能を強化し、有利な金融共済、経済事業の企画戦略本部としての体制に刷新強化して流通経費の大幅な合理化をはかる。」としている。

第三の特徴は、合併推進体制の強化についてである。

すなわち、『宮崎県農協組織再編成「総ぐるみ」推進運動要綱』を定め、県段階においては「宮崎県農協組織再編成推進本部」を設置することにより、推進体制を充実させるとともに、合併目標地区段階、現存する農協段階においても、地区合併推進協議会の結成や合併推進研究会を設置する等、主旨の徹底を図るとともに、広域営農団地構想との調整を図るために、県および市町村との連携体制を強化していることも大きな特色である。

このようにして宮崎県においては、積極的な広域農協合併推進に取り組まれた結果、構想策定時点では56あった組合数が1977年には25組合と半数以下に減少し、急速に広域農協合併が進行した。特に、1975年に誕生した都城農協（1市5町、正組合員戸数15,000戸強）、1974年に誕生した小林地区農協（1市1町1村、正組合員戸数8,000戸強）をはじめとして、複数市町村を管内とした正組合員戸数3,000戸以上の組合が、県内に9組合創出された。

しかしながら、先の第2表に示されているように、1970年代後半、低経済成長期に入ると、金融自由化問題をはじめとする農協の経営危機問題が顕在化し、農協合併のテンポは急速に弱まることになる。すなわち、営農団地構想の推進を軸とする農業の振興、産地体制の強化という点を論拠とした農協合併推進方策の限界が示されたわけである。

2. 滋賀県一経済圏・生活圏を軸にしたブロック農協構想

(1) 広域農協合併構想策定の背景

滋賀県においても、1960年以降農協合併が急速に進展した。すなわち、1965年度末には186組合であったが、70年度末には62組合まで整理されている（減少率66.7%）。その結果、1県あたりの組合数でみれば滋賀県は、1969年現在で、香川、佐賀、神奈川、鹿児島に次いで5番目に少なく、1組合あたりの正組合員戸数は1,044戸と、当時の全国平均733戸に比べても比較的組織規模が大きいという状況にあった³⁾。

こうした状況のもとで、1970年に滋賀県における広域合併構想ならびに連合会組織再編ビジョンの原型となった『滋賀県農協長期構想』（以下、『長期構想』と略記する）が県農協中央会を中心としてまとめられた。

この構想のとりまとめが始まったのは1967年からであったが、その理由・背景として、①組合員の異質化・多様化に伴い、期待ニーズを農協が集約しきれなくなってきた、②営農面及び生活面において高度な農協の事業展開が求められてきた、③④を担う優秀な人材の確保が従来の農協の体制では困難である、④全国的にみても、全国連直接加入問題をはじめとして再編問題が遡上にのぼっている、といった諸点があげられている²⁾。

特に滋賀県において、これから述べていくような広域＝ブロック農協構想の策定に際して重視された状況認識は、①の点である。すなわち、『長期構想』においては、「（滋賀県農協が）解決を迫られている基本問題」として、まず第一に「組合員各層の期待に十分応えていない」という点を指摘し、とりわけ、「組合員農家の分化・異質化によって組合員の期待機能が多様化・高度化した結果、農協の機能面の弱さが目立ち、事業や運営に対する組合員の欲求不満や無関心、疎遠感が増大してきている。」ことをあげている⁴⁾。

そのなかでも特に、「農協本来の農業生産・流通機能の弱さ」と同時に、「農家、農村の消費生活面の需要増大に対する機能発揮の弱さ」、および「都市化、兼業化が著しい地域需要に対応するサービス機能の未熟さ」が、農協が抱える致命的な問題点だとしている。要するに、当時滋賀県が置かれていた地域特性、すなわち、農業面活動も重視する一方で、農家兼業化の進展と都市化・混住化の進展に農協が積極的に対応していくこと、具体的には、営農に加えて生活という観点も考慮にいれた広域合併構想を策定する必要性に迫られていた、ということ

が一番の理由である。

そして、こうした多様化する組合員の期待機能を集約し、それを実行していく農協を作るためには、「農協の事業、経営を安定、成長させるための適正規模を確保」し、そのためには、「農協の機能を専門化、総合化するための広域合併と系統組織の再編を行う」ことが必要だとしている⁵⁾。

(2) 広域農協合併構想の特徴

さて、滋賀県における広域合併構想の特徴は、次のようにまとめられる。まず、広域合併の論拠を「農業圏に対応する農業面活動体制の確立」と「生活面に対応する生活面活動体制の確立」の両面に求めたうえで、合併農協の規模を検討している。

前者においては、「農業地域の分化とその生産動向に対応するため、農業圏（2地域7地帯）を中心にその地域の個性を生かした対策を選択し、機能的な合併をすすめる。」とされ、①都市化地域の組織化対策（特に大津・湖南圏と彦根・長浜圏を中心とする地域が念頭に置かれている）、②通勤兼業・純農業地域の組織化対策（①の地域周辺に位置する農協が念頭に置かれている）、③過疎化地域の組織化対策（山間部地域の農協が念頭に置かれている）がここに位置づけられている。

一方、後者においては、「広域生活圏の形成にともなう大規模な地域開発により、地域産業の特化傾向はますます強くなってくるだろう。これに対応するため、各地域に適応する農協の生活面活動の組織化をはかる」とされ、広域生活圏を第3表に示すような3つの地域に区分している。

第3表 滋賀県農協合併構想における広域生活圏の構成

| 広域生活圏 | 日常生活圏 | 拠点市町村 |
|----------|----------|----------------------|
| 1. 東南部地域 | 1) 大津地区 | ① 大津市 |
| | 2) 湖南地区 | ② 草津市 ③ 栗東町 ④ 守山町 |
| | 3) 甲賀地区 | ⑤ 甲西町 ⑥ 水口町 |
| | 4) 中部地区Ⅰ | ⑦ 近江八幡市 |
| | 5) 中部地区Ⅱ | ⑧ 八日市市 |
| 2. 東北部地域 | 6) 湖東地区 | ⑨ 彦根市 |
| | 7) 湖北地区 | ⑩ 長浜市 ⑪ 米原町 |
| 3. 西部地域 | 8) 湖西地区 | ⑫ 今津町 |

資料：滋賀県農協長期構想委員会・滋賀県農協中央会編『長期構想 第2部』、126ページ、より引用。

これらの農業圏と生活圏の考え方と県下の実態をもとに「総合経済圏」が示され、それに基づいた広域農協合併に対する考え方が次のように提示された⁵⁾。

すなわち、東南部地域は、都市化地域（大津・湖南圏地域）、通勤兼業地域（甲賀地区・中部地区Ⅰ）、および純農村地域（中部地区Ⅱ）からなり、東北部地域は、都市近郊地域（彦根・長浜圏地域）、通勤兼業地域（湖東地区・湖北地区）、および純農村地域からなる。さらに西部地域は、純農村地域（湖西地区）として位置づけられた。

このように、広域経済圏を基軸とすると県下7農協というところになるが、ただし、都市化や経済圏の広域化が一層すすめば3農協、当面の漸時の移行を考えれば、先の日常生活圏を単位とする8農協とするとされている。

以上要するに、増大する第Ⅱ種兼業農家、さらには准組合員への対応という観点から、営農面から設定された農業圏、および生活面から設定された生活圏を県内いくつかのブロックに区分し、これら二つが重なり合う部分を広域圏として、それをもとに県下6～8農協構想とてまとめあげたわけである。

滋賀県における広域合併構想のさらなる特徴は、当面は現実的に考えて県下数農協を推進するしながらも、長期的・最終的には、県下1農協体制への移行をめざすとともに、「単協一全国連」という系統組織2段階制を展望していることである。

すなわち、「広域経済圏に対応する農協の新しい機能開発による組織化対策」として、県下数農協、県下1総合農協、県下事業別専門農協、といった広域合併構想が考えられるしながらも、「その方向は、当面、滋賀県農協の再編成をつぎにのべる1県1農協的体制の確立をはかりながら、長期的には対外競争力をより強化していくために、ブロック経済連構想を含む系統2段階制をめざすべきであろう。」とし、体制確立へ向けて次のような課題を示している。

- ①日常生活圏を中心とする広域合併の推進。
- ②農業圏域にもとづく全県作目別生産販売一貫体制の確立。
- ③物的流通体系の全県1農協体制の確立。
- ④情報管理体系の全県1農協体制の確立。
- ⑤農協職員の全県人事管理体制の確立。

さらに系統組織2段階制については、広域合併農協の体制が構想どおり確立したという前提のもとに、事業別に次のような当時としては非常に詳細かつ大胆な組織再生ビジョンを示した。すなわち、①経済事業については

「広域単協一ブロック連」もしくは「広域単協一全国連」、②信用・共済事業については、「広域単協一全国連」、③中央会については、「広域単協一ブロック中央会」もしくは「広域単協一全国中央会」、という方向である。

いずれにせよ、滋賀県のように組合員ニーズへの対応と農業圏・生活圏を踏まえた広域=ブロック農協構想は、合併推進の論拠という点では極めて高い妥当性を有していたと言える。しかしながら、1970年代において合併が実現したのは、米原町農協（1970年）、大津市農協（1975年）、甲賀郡農協（1978年）の3件のみで、しかも、広域合併という点では甲賀郡農協だけである。

結局は、宮崎県の場合と同じく、1970年代後半から始まる低成長経済への移行と農協運動路線の転換が、合併推進の抑止力として作用した結果であると考えられるが、特に滋賀県においても、「規模格差解消論」が台頭したことが、当初の構想どおりに広域合併が進まなかつた原因であったと考えられる。

む　す　び

以上、特に全国段階において、系統農協主導型で広域農協合併の推進が積極的に取り組まれた1970年代前半に時期を絞ったうえで、県段階、特に指導機関である県農協中央会による合併推進の取り組み経過について、各都道府県での状況を概観した後、県レベルでの合併推進方策について事例的に検討してきた。すなわち、ここで取り上げたのは、営農団地構想に基づく農協合併推進方策の事例として宮崎県、経済圏・生活圏をもとにしたブロック農協構想の事例として滋賀県である。いずれも構想レベルにおいては十分に検討されたものであり、広域合併推進の論拠と方法は十分に説得力を持つものであったと言える。しかし、残念ながら、いずれのケースにおいても、1970年代半ばから訪れる低経済成長への移行に伴う農協運動の路線転換の影響を強く受け、その後の農協合併の進捗状況は芳しくない。

とはいっても、およそ20年近く経った今、改めて農協の広域合併が積極的に推進され、県によっては非常に思い切った合併構想が策定されつつある状況の下で、本稿で取り上げた事例から学ぶべき点も多いのではないかと思われる。特に次の二点を強調して、本稿のむすびに代えたい。

第一は、宮崎県においてみられたような営農面活動を基本とした農協合併推進の論拠と方法についてである。

宮崎県を中心とする九州地区において、広域合併が比較的順調に進んだことからもわかるように、こうした立

論は農業地域においては十分な説得力をもち、広く組合員農家に受け入れられる要素を含むものである。しかしながら、農業施策の関係上、絶えず行政側との連携強化に務める必要性があること、言い換えれば、眞の意味での系統農協による「自主合併」の展開にとっては、営農面活動のみを論拠として農協合併を推進していくことは限界がある、ということを示すものである。

第二は、滋賀県においてみられたような農業圏と生活圏との両方を考慮にいれた合併推進についてである。

兼業農家が大半を占め、都市化、混住化が進んでいるという状況、さらには程度の差こそあれ、現在の農協が「地域協同組合化」を目指さざるを得ないような状況の下では、こうした合併の推進論拠が当然に求められてくる。実際、現在合併が急ピッチで進んでいる三重県における合併推進の論拠も、こうした滋賀県における考え方方に近いものであると考えられるが⁶⁾、この場合特に重要であり、かつ困難を極めるのは生活圏の確定方法であろう。農協の事業活動にとっての「生活」の中身についての詳細な検討はもとより、当該地域における交通条件も的確に考慮に入れながら、何を基準として生活圏を確定する

のか。滋賀県のケースでみられたように、その確定のしかた如何によって、構想される広域圏=目標農協数が流動的にならざるを得ない可能性を持つことは、先に検討した結果から明らかである。

引用文献

- 1) 北川太一：農協合併問題の歴史的系譜。農林業問題研究, 99 56-64 (1990)
- 2) 岡田重信：滋賀県における農協組織再生のビジョン。農業と経済, 4 13-14 (1977)
- 3) 滋賀県農協長期構想委員会・滋賀県農協中央会編：滋賀県農協長期構想第1部 滋賀県農協の動向と直面する問題点。滋賀県農協中央会, 滋賀 (1970) pp.2
- 4) 滋賀県農協長期構想委員会・滋賀県農協中央会編：同上書第2部 滋賀県農協の課題と対応. pp.2-6
- 5) 滋賀県農協長期構想委員会・滋賀県農協中央会編：同上書第2部. pp.121-133
- 6) 三重県農協中央会編：三重県農業・農協の現状と課題。三重県農協中央会, 三重 (1985) pp.129